



Title	スウェーデンの放課後・余暇活動支援の展開と実態 : 子ども・若者の包摂性と主体性の促進
Author(s)	高橋, 美恵子
Citation	IDUN -北欧研究-. 2025, 25, p. 233-247
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/100764
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

スウェーデンの放課後・余暇活動支援の展開と実態 子ども・若者の包摂性と主体性の促進

高橋 美恵子

1. はじめに

スウェーデンでは、長年にわたり、子ども・若者のウェルビーイングと主体性を育成し、社会参画を促進するための多角的な取り組みが行われてきた。2020年1月、国連の「子どもの権利条約」が国内法として施行され、子どもに関する施策を進める際には、子どもの最善の利益を考慮することが求められ、子ども自身の意見を聴取し、意思決定過程に参画するための体制が整備されている。また、2014年に設立された若者・市民社会庁（MUCF：Myndigheten för ungdoms- och civilsamhällsfrågor）¹の統括の下、13歳から25歳を対象とする若者政策を包括的に推進している。これらの施策は、「すべての若者が、良好な生活条件を享受し、自らの人生を形成する能力と社会発展への影響力を有すること」を目指し、労働、住宅、教育、保健、余暇、文化などの政策分野を横断的に連携させて実施されている（Regeringskansliet online）。

子どもの権利条約第31条に規定されている「遊び、余暇活動、文化的な活動に参加する権利」の保障は、スウェーデンにおける次世代育成支援の重要課題の一つである。学童期の子どもについては、学習指導要領（Lgr22）に基づき、学童保育所（fritidshem）²が発達と学びを促進し、有意義な余暇を提供する場として位置づけられており、就学前クラスから基礎学校6年生（6～12歳）を対象に提供されるものとしている。さらに、若者政策においても、すべての若者に対する意義のある余暇活動の場の提供は優先的な課題とされている（MUCF 2020）。余暇活動は、若者の休息と個人的・社会的成長にとって重要であり、インフォーマルな学び、団体活動やリーダーシップ、異文化対応といった能力（コンピテンシー）の育成に寄与するものと認識されている（Ungdomspolitisk skrivelse Skr. 2020/21:105, p. 94）。

日本においても、子どもの権利や福祉を中心に据えた政策の推進がなされている。その中でも、子どもが安心して過ごせる居場所づくりは、重要な社会的課題

¹ 前身は1994年発足の若者（青年事業）庁：Ungdomsstyrelsen.

² 直訳すると「余暇の家」だが、「余暇活動センター」とも訳されている。本稿では、「学童保育」あるいは「学童保育所」と表記する。また、fritidは余暇を意味するが、本稿では主に「余暇活動」という表現を用いる。

として位置づけられている。こども家庭庁³が実施した「こどもの居場所づくりに関する調査研究」の結果は、子ども・若者の声を聴き、彼らの視点に立った居場所づくり、また多様な居場所の増加、居場所と子ども・若者をつなぐ取り組み、さらには居場所の継続性を確保することなど、今後日本が取り組むべき課題を明示している（こども家庭庁 2023）。

本稿では、日本の子ども施策が目指す居場所づくりの一つのモデルとして、スウェーデンの子ども・若者の放課後・余暇活動支援のあり方に着目する。家庭や子どもの背景に関わらず、すべての子ども・若者が包摂され、主体性が育まれる活動の場の構築過程とその実態、および実践に関して、現地調査を通じて得られた知見を踏まえつつ考察を行う。

2. 研究の背景

2.1. 問題の所在

こども家庭庁が2023年に5か国の13歳から29歳の子ども・若者を対象に実施した「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査」の結果によると、家庭や学校以外のサードプレイス（第3の領域）へのアクセス状況について、日本とスウェーデンの間に顕著な差異が示されている。設問の中で、家庭や学校以外の「いろんな人と出会える、だれかと一緒に過ごせる場所」としての「地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）」について「あてはまる場所はない、わからない」と回答した者の割合は日本で44.8%と5か国中で最も高い一方、スウェーデンでは11.6%にとどまる。また、「習いごとや趣味のサークル」についての回答では、「あてはまる場所はない、わからない」と答えた者の割合が最も高かったのも日本で47.6%であり、スウェーデンでは16.4%と最も低い⁴（こども家庭庁 長官官房参事官 2023, p.26）。

次世代育成支援に関する先行研究の知見は、日本が抱える課題を明示している。子ども・若者支援を社会教育の視点から捉えた生田（2021, pp.6-7）は、日本における支援の現状について、①家庭・学校と並ぶ、30歳ごろまでの子ども・若者期を支援する包括的な第3の領域、②支援する専門職、③それを支える学問、④子ども・若者支援の権利性、の4つの側面が欠如していることを指摘している。日

³ 2023年4月に「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が発足した。同法に基づき、それまでの子どもに関する複数の大綱は子どもや家庭に対する支援のための新しい指針として、2023年12月、「こども大綱」に一元化された。「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」は、ライフステージを通じた重要事項として挙げられている。尚、本稿では、機関名や法制度上で「こども」が用いられている場合を除き、「子ども」と表記する。

⁴ 「図書館や公民館等の居場所」に関する同数値：ドイツ 10.9%、フランス 15.9%、アメリカ 18.1%。「習いごとや趣味のサークル」：ドイツ 17.8%、フランス 22.3%、アメリカ 26.8%。

本の取組みの特徴として、すべての子ども・若者を対象とした包摂的でユニバーサルな支援が少なく、ニーズに応じたターゲット型が多いことが挙げられる。日本では公共の子育て支援業務の多くが非正規雇用者や短時間労働者、ボランティアなどによって担われてきたが、子育て支援を労働として捉える視点（相馬・松木 2020）も必要である。従来の「放課後子ども総合プラン」⁵では、子どもが居たいと思う場所ではなく、居させられる場所づくりとなっていた、との指摘もある。社会教育と福祉のホリスティックな視点から考えると、子どもの自尊感情や自己肯定感を育む居場所の提供が重要であるとされる（阿比留 2022）。学童保育に関する研究では、学校教育との連携のあり方や、学童保育による家庭的ケア機能の拡充、また、地域づくりに関する議論が行われており、今後の展望についても考察が進められている。

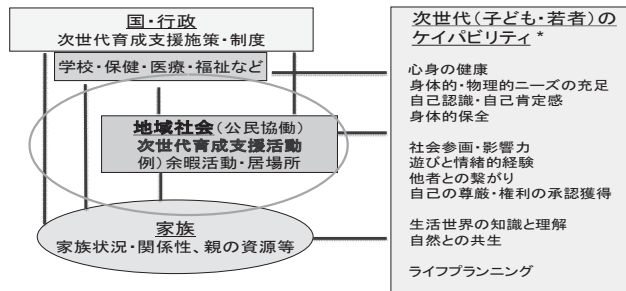
2.2. 研究の枠組み

筆者らの次世代育成支援研究では、ケイパビリティ・アプローチ⁶を不平等研究に応用した Orchard と Yopo (2018, p. 335) が提示したウェルビーイングの実現にとって重要なケイパビリティの概念を研究の枠組みとして採用している。本研究の目的は、子ども・若者が生活者主体として包摂され、成長期を通してエンパワーメントされる仕組みと実践のあり方を、①国・行政、②地域社会、③家族の3つの領域とそれらの相互連携から解明することである（図1）。

⁵ 「新・放課後子ども総合プラン」が掲げる目標の一つとして、従来の放課後児童クラブ（学童保育、厚生労働省から子ども家庭庁に移管）と放課後子ども教室（文部科学省の所管）の一体型推進に向けた取り組みが行われてきたが（2019～2023年）、人材確保、設備、場所、連携面において依然として多くの課題が残されている。

⁶ アマルティア・セン（1999）が提唱した概念で、自己が有する資源や能力を活かすことによって、さまざまな活動の達成水準を高め、自己の望む生き方を選択・実現できる可能性を指す。このアプローチを援用し、筆者らの研究チームが行ったワーク・ファミリー・バランス研究を通じて、子どものウェルビーイングを高め、主体性を育み支える支援環境が、スウェーデンにおいて重層的に整備されている状況が観察された（高橋編 2021）。本研究では、子育て世代のケイパビリティを高めるメカニズムを、子どものエンパワーメントの観点からさらに深く考察し、次世代を支える方策の導出を目指している。

図1 次世代のケイパビリティを高める仕組みの概念図

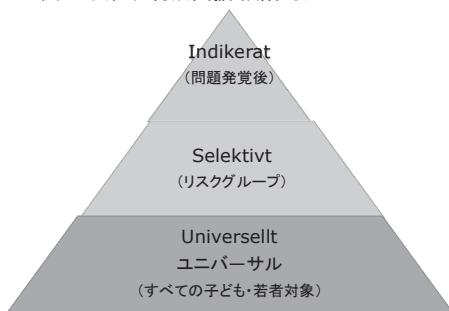


(*Orchard & Yopo (2018:335)を参考に作成)

本稿では、スウェーデンにおける学齢期の子ども・若者の放課後・余暇活動支援の実践に焦点を当て、これを「②地域社会」における取り組みとして位置づけ、先述の日本の課題を踏まえた上で、以下の三つの視点から考察する。

1. 子ども・若者のウェルビーイングと主体性を育むと考えられる放課後・余暇活動の場の提供状況とその包摂性
2. 子ども・若者支援の現場で、主体性・主権者意識を高める取り組みと実態
3. 地域における関連機関の連携と家族との連携

図2 次世代育成支援 段階的アプローチ



資料：Preventionspyramiden (Länstyrelsen Stockholm 2021, Fig.1
Föräldrastöd på olika nivåer (Socialstyrelsen 2015 Fig. 1)をもとに加筆して作成

スウェーデンにおける子ども・若者および子育て期の親に向けた支援活動は、「予防のピラミッド (Preventionspyramiden)」として、①ユニバーサル(universellt)、②選択的 (selektivt: リスクグループ)、③指示的 (indikerat : 問題発覚後) という3段階を包括する体系的アプローチで示されている (図2 参照)。これは子ども・

若者の放課後・余暇活動支援の仕組みを理解する上でも有効であると考えられる。同国の公的保育（就学前保育・学童保育）および子ども・若者の余暇活動支援は、全国統一のモデルに基づき、日常的に放課後・余暇活動の場がユニバーサルに提供されている（3.2 参照）。本研究では、すべての子ども・若者に向けた包摂的な支援（①）に焦点を当てているが、その中には一部、リスクグループへの選択的支援（②）に関連する取り組みも含まれている。

3. スウェーデンにおける放課後・余暇活動支援の枠組みと実践

3.1. 領域横断的な政策体系の構築

スウェーデンでは、社会教育（socialpedagogik）が子ども・若者の育成支援の中心的な枠組みとして機能しており、教育とケア（福祉）の統合を図るエデュケア（educare）という概念が広く実践されてきた。教育（基礎学校）とケア（就学前学校・学童保育）の統合は、1991 年に学童保育と基礎学校、1997 年には就学前クラスと基礎学校の連携が始まり、段階的に進展した。1998 年には就学前学校の学習指導要領が導入され、教育とケアが一体的に統合される形となった（訓覇 2010）。

同国で子ども・若者の課外時間や余暇活動の重要性が政策課題となった背景を探ると、その起源は 20 世紀初頭に遡ることができる。余暇が政策議論に取り上げられるようになった黎明期から普及期にかけての軌跡を辿ると、まず 19 世紀末から 20 世紀初めにかけて、余暇活動およびフォレーニング（förening, 3.2 参照）の組織化が進展した。主にブルーカラー労働者の生活の向上を目指したものであり、余暇が政策課題として位置づけられた背景には、当時、一部の労働者階級家庭の子どもや若者の余暇の過ごし方が社会的な問題として認識されていたことがある。また、この時期には、学童保育所の前身といえる作業小屋（arbetsstuga）が、特に社会経済的な問題を抱える家庭の子どもたちの支援を目的として設置されるようになった（Olsson 2005）。⁷

1927 年にストックホルム⁸の児童福祉委員会は若者団体への助成金の支給を開始した。⁹ 1936 年にはユーテボリの児童福祉委員会がコミュニティ運営のユースセンター（ungdomsgård：若者園）を複数箇所に設置し、1940 年代には全国へと拡大していった。この時期、野外活動や環境整備が重要性に関する議論が高まり、1937 年には初の「余暇調査」が実施され、余暇活動が社会計画の枠組みに組み込

⁷ 本稿では紙幅の関係でスウェーデンの次世代育成に関連する政策・施策の変遷や特徴の解説は割愛するが、educare モデルについては訓覇(2010)、若者政策については両角 (2021)、次世代育成支援施策の特徴については善積 (2024) の論考を参照。

⁸ コミュニティ：基礎自治体。以降本稿では、地名のみ記載した際、コミュニティを意味する。

⁹ 1972 年に現行の地方活動助成金（lokalt aktivitetsstöd）へ移行。

まれることとなった。1948年にはストックホルムの児童福祉課に余暇部門が設置され、若者指導員（ungdomsledare）の雇用が開始された。1955年には、ノルシュピングで国内初の余暇活動審議会が設置され、スポーツや余暇活動、集会所、ユースセンター、若者団体への助成金等の管理を行うようになり、その仕組みは他のコミューンにも広がった（Ibid., pp.4-8, 14-16）。ユースセンターは、基礎学校高学年（7～9年生）を対象にした活動へとその範囲を広げた（Ibid., p.21）。

3.2. 包摂的視点からみた子ども・若者の放課後・余暇活動の展開

本節では、学齢期の子ども・若者（6～16歳）を対象とする放課後・余暇活動支援の仕組みについて、社会的包摂の視点から概観する。

スウェーデンにおいては、学校法（Skollagen 2020:800）に基づき、1歳から12歳までの子どもが公的保育を受ける権利を有しており、6歳から12歳の子どもを対象とする学童保育・余暇活動施設が全国規模で整備されている。就学前クラス（いわゆる0年生）から基礎学校3年生まで（6～9歳）の子どもたちが対象の学童保育所を基礎学校に併設することをコミューンに義務付けし、放課後だけでなく始業時間前にも利用できる場所を提供している。私立学校（fristående skola）に通う子どもたちは、学童保育所が設置されていない場合でも、公立校の学童保育施設を利用する権利が保障されている。

登録制の学童保育所は就労中または就学中の親を持つ子どもを対象としており、保育料は世帯収入と子どもの人数に基づいて設定される。例えば、ストックホルムでは、第1子の場合、月額上限が1,125 クローナ（約16,000円、2025年1月現在）となっている（Stockholmsstad online）。また、基礎学校4年生から6年生（10～13歳、いわゆる中学年）を対象として、登録制の「学童（余暇活動）クラブ（fritidsklubb）」および登録不要の「オープン学童（余暇活動）活動クラブ（öppen fritidsklubb）」が提供されている。前者は有料であり、ストックホルムを例にすると、1学期間の利用料は間食代を含めて900 クローナ（約13,000円）である（Stockholmsstad online）。後者は、無料で提供されており、コミューンが基礎学校外で運営している施設もある。

学校庁の所管における学童保育は、学校法に基づく法的根拠を有し、学習指導要領（Läroplan）が定める基本的価値観とガイドラインに従って運営されている。学童保育の目的は、「生徒の発達と学びを促進し、生徒に意義のある余暇を提供すること」とされ、教育活動の一環として位置づけられている（Skolverket online）。

基礎学校高学年および高校生（13～18歳）を主な対象とする「余暇活動センター（fritidsgård）」は、趣味活動や交流の場として機能しており、地域によっては「ユースセンター（ungdomsgård）」や「集いの場（mötesplats）」という名称で、

若者向けの活動の場が提供されている。本稿では、これらの施設を総称して「ユースセンター」と呼ぶ。

基礎学校および高校においては、クラブ活動は実施されておらず、スポーツや文化・芸術活動は、成人と同様に地域の「フォレーニング（förening：協会）¹⁰」に参加することで行われる。多くの子どもや若者が、地域のさまざまなフォレーニングに参加し、多岐にわたる活動を行っている。

さらに、主に 6 歳から 22 歳の子ども・若者を対象に文化・芸術活動を提供する「文化学校（kulturskola）」が、全国 290 のコミュニティのうち 283 コミュニティで設置されている。文化学校では、放課後や週末に音楽、演劇、ミュージカル、ダンス、サーカス、芸術、メディア等の活動が定期的に行われており、レッスン料は公費補助により、1 学期（年 2 学期制）あたり 750～950 クローナ（約 1 万円～1 万 5 千円）に抑えられている。

同国の子ども・若者の放課後・余暇活動支援の仕組みと実態について、これまでの実証研究（高橋編 2021）および 2023 年に実施した現地調査（3.3 参照）に基づき、若者・市民社会庁等が発表しているデータを加味して、対象年齢グループ別に整理した結果を、図 3 に示している。

図3 子ども・若者の放課後・余暇活動の様相と実態

1-5歳	就学前学校（förskola：保育所） 登録率：1-5歳 86.6%（2023/24）	
6-9歳	学童保育 fritidshem（Educare） 6-9歳 登録率：84.0%（2023/24）	余暇活動 （文化学校 6-8歳 9.2%（2022）＊／フォレーニング他）
10-12歳	学童クラブ Fritidsklubb 10-12歳 登録率：21.6%（2023/24）	オープン学童クラブ öppen fritidsklubb
13-19歳 （10-17歳）	ユースセンター ungdomsgård/ fritidsgård	余暇活動 （文化学校 9-11歳 18%（2022）＊／フォレーニング他）
		余暇活動 （文化学校 12-15歳 12%（2022）＊／フォレーニング他）

これにより、基礎学校入学時（就学前クラス）から高校卒業時まで、放課後・

¹⁰ 共通の目的や利益を持つメンバーが集まり、非営利活動を行う組織・団体。社会的な活動を目的としてフォレーニングを設立し、コミュニティに認定・承認されると、補助金を受けることができる（大規模な団体は国に申請）。2022 年における子ども・若者事業助成（LOK）を受けたスポーツ関連のフォレーニングへの参加経験者数は、ストックホルム（コミュニティ）在住の 7 歳から 25 歳の子ども・若者において、100 人あたり 40 人（女性 34 人、男性 45 人）であった（Riksidrottsförbundet online）。

余暇活動の場が切れ目なく包摂的に整備・提供されていることが確認できる。

3.3. 現地調査結果の分析

筆者らの研究チームは¹¹、2023年9月にストックホルム・レーン（26のコミュニティで構成される地域）において聞き取り調査を実施した。調査対象は、国レベル（官庁2箇所）、地域レベル（放課後・余暇活動支援機関・団体等9箇所）、家族レベル（学童期の子どもを持つ母親4名）の合計15箇所である。¹² 本稿では、地域レベルに焦点を当て、対象となった機関・団体のうち8箇所で作られた調査結果に基づき考察を行う。具体的には、地域における子ども・若者の放課後・余暇活動支援に関する取り組みを、「取り組みの包摂性」「子ども・若者の主体性および主権者意識の涵養」「地域連携」という三つの視点から整理し、対象者の語りを抽出して分析する。

3.3.1. 取り組みの包摂性

子ども・若者を対象とする放課後・余暇活動支援においては、学童保育、余暇活動クラブ、ユースセンターなど、全国一律で提供されるユニバーサルな公的支援を基盤とし、官民連携で多様なニーズを持つ個人やグループを包摂する取り組みが行われている（表1）。

¹¹ 筆者が研究代表を務める「次世代育成支援国際比較研究会」で、研究分担者は善積京子・斧出節子・松田智子・釜野さおりである。

¹² 本調査では、スウェーデン語と日本語の通訳は筆者が担当した。本稿では、回答者の発言内容を原語のニュアンスにできるだけ忠実に記述している。表1③にあるボートシルカ・コミュニティでは若者余暇活動振興課を訪れ、コミュニティ職員、子どもオンブズマン、若者評議会メンバーへの聞き取り・意見交換会と余暇活動施設の見学を行った。表1に記載していない調査対象（7件）は以下の通り：〈国・行政〉若者・市民社会庁（Lena Nyberg 長官）、学校監査庁（調査官）、〈地域〉コレクティブハウス協会（協会メンバー・住民）、〈家族・学童期の子どもを持つ女性〉シングルマザー2名、男女カップル家族1名、同性カップル家族1名。

また、本研究では、Elias le Grand 准教授（若者学研究、2023年9月および2024年9月）ならびに Maria Hammarsten 氏（野外教育研究、2023年10月）との意見交換から得た知見も参考にしている。

表 1 調査対象組織・団体の概要：取り組みの実態と特徴

種類	組織・団体名	取り組みの実態・特徴
学童保育所・学童クラブ (登録制)	①Ekebyskolan エーケビー校 公立基礎学校・学童保育所	* 学童保育所：6～10 歳（0～3 年生）平日始業前と放課後、学童クラブ：10～12 歳（4～6 年生）平日放課後。 スタッフ：余暇活動教育士 ¹³ （余暇活動教員、余暇活動（学童）指導員）、基礎学校教員も一部活動に関わる。 地域連携：夏季休暇中（4 週間）も平日は近隣の学童保育所と連携し余暇活動の場を提供。
	②Lugnets skola ルグネット校 公立基礎学校・学童保育所	* の情報は①と共通。 学童保育利用の一例：朝 6 時半に登校し朝食をとり、放課後 17 時まで過ごす。夏季休暇（平日）も開所。移民的背景のある子どもを対象に週 2 回母語教育時間設定。
学童クラブ (非登録制)	③Botkyrka ボートシルカ・コミュニティ（余暇活動振興課）、オープン学童クラブ（公立）	オープン学童クラブ：10～12 歳（4～6 年生） 月・金の 17 時まで、土曜も開所 スタッフ：余暇活動指導員（コミュニティ職員） 無料で間食を提供。TV・ゲーム機器設置。メイクルーム 企画：ヘアメイク講習（火）、外国の文化を知る企画（土）
ユースセンター (非登録性)	④Fruängen mötesplats フルーエンゲン集いの場（公立）	ユースセンター：13～18 歳 月・金：14 時～21 時開館（近く土曜開館予定） スタッフ：余暇活動指導員（コミュニティ職員） コミュニティの若者の余暇部門（Ung fritid）が運営
	⑤Fryshuset フリースペース（民間財団）	クイアスペース、ユースセンター（13-19 歳対象）を週 1 回（15～20 時）クイア（LGBTQ）の集い場として提供 スタッフ：コーディネーター（母子家庭支援業務兼任）。 （1984 年設立の若者支援団体、基礎学校、高校ほかも運営。）
余暇活動・文化芸術・スポーツ・フォレニ	⑥Sollentuna Kulturskolan ソーレンテューナ文化学校（公立）（登録制）	音楽・文化芸術スクール（登録制）：3～21 歳、音楽、ミュージカル、演劇・アクロバット、芸術・デザイン等 年 2 学期制で 1 学期約 13 回。 スタッフ：基礎学校音楽教員・文化学校講師有資格者 常勤 28 名。2023 年秋学期の生徒数：女子 960 名、男子 530 名
	⑦Kulturhuset Lava ラーヴァ文化会館（公設民営）（非登録制）	文化・芸術・音楽・創作活動スペース：14～25 歳 平日：14～19 時半（月 17 時）、土日：11～17 時 特定の有料プログラムのみ登録制。材料の多くを無償提供 スタッフ：文化・芸術・音楽分野の専門家（インタビュー対象者 2 名はフルタイム勤務）。ワークショップ、自主公演・展覧の場も提供（同様な文化施設は各コミュニティで設置）
	⑧Bujinkan 道場（フォレーニング：協会）（登録制）	武道道場（登録制）：子どもから大人まで 活動日：子ども・若者は主に土曜日 会場：コミュニティの体育館 日本の忍術の宗家に師事した代表（大企業上級管理職）が 1994 年に設立／協会活動はボランティア）

すべての子ども・若者を対象とするユニバーサルな支援を基盤に、さまざまなニーズを包摂する支援活動や社会的リスクを想定した予防活動が行われている。例えば、移民的背景のある子ども・若者が相対的に多い地域に立地するユースセンター（④）では、ユニバーサル型支援とターゲット型支援を融合させた取り組み

¹³ 余暇活動教育士（fritidspedagog）は、大学の余暇活動教員養成課程（3 年制以上・学士号取得）を修めた余暇活動教員および成人教育機関である Folkhögskola（folkhögskola）が提供する余暇活動指導員養成コース（2 年制）の修了者の総称。

みを行っている（3.3.3 参照）。

「私達は居場所づくりの活動を行っており、学校が十分に機能していない場合には、それを補完する役割も果たしている。若者が相談できる場を提供し、リスクを抱えた子どもや問題を抱える可能性のある子どもへの対応も行っている」

（④ユースセンター・余暇活動指導員）。

趣味や習い事の場合として位置づけられる文化学校においても、音楽や芸術活動の裾野を広げるための独自の取り組みが行われている。

「さまざまな社会階層の生徒が在籍しているが、経済的に困難な家庭の子どもがここに通うことは難しい。経済的に困難な階層を対象としたプロジェクト活動も実施している」（⑥文化学校・副校長）。

子ども・若者の多様なニーズを包摂する居場所づくりも行われている。

「RFSL（LGBTQ+の権利擁護団体）でもさまざまな活動が行われているが、敷居が高い。一方で、いろいろな若者が集まるここフリースヒューセツの方が自由に気兼ねなく訪れやすい。社会的包摂は自然に実現されるものではなく、力を持つ側がマイノリティの人々に機会を提供することによって実現される」

（⑤クイアスペース・コーディネーター）。

3.3.2. 子ども・若者の主体性・主権者意識の涵養

子ども・若者の放課後・余暇活動支援に携わるスタッフの多くは、専門性に即した教育を受け、現場での経験を積んでいる正規職員である（表1）。以下で述べられている取り組み実態は、子どもの権利条約の原則に則り、子ども・若者の主体性を育むことの重要性が各支援現場で認識され、それが実践に反映されている状況を明らかにしている。

「基本的には、自分たちでやりたいことを見つけさせる。活動に影響力をもつことが重要である。自分たちで決めて行動することで、変化が生まれる」

（②学童保育所・余暇活動指導員）。

「若者達が主体となり、それを私たちがサポートすることを念頭に置いて活動している」（⑦文化会館・コーディネーター）。

また、スウェーデンの基本的価値観（värdegrund）の根幹を成す「民主主義」の理念（Koskinen 2020）に基づく主権者意識の涵養は、学校教育においても余暇活動支援の現場でも重要視されている。

「民主主義の価値観を理解させることが大事。子どもが受け身ではなく、自分で働きかけていくことを学ばせる」（③ボートシルカ余暇活動振興課・職員）。

「遊びを通じて、周りの人とどのように接するかを学ぶ」（②学童保育所・余暇活動指導員）。

「まず重要なのは民主主義的に行動すること。フリータイムを自分で決める。ふらふらせず地に足をつける。自分に関わることは自分で決める。必要なことには参画する。そうできるようにサポートしている」（④ユースセンター・余暇活動指導員）。

子ども・若者が自分の権利と責任を認識し、自らの意思や判断で行動できるよう、自己肯定感と自尊心を育む活動が行われている。

「恥ずかしがり屋で自信のない子どもが1学期間通い、ステージに立ち、人前で話をするができるようになる。（中略）文化学校で「これができる」という自信を持つことができる」（⑥文化学校・講師）。

「子どもたちに学んでほしいのは、自分が思っている以上に力を持っていること。何かを成し遂げようとする。自尊心や安心感にも繋がる」

（⑧スポーツフォレーニング・代表）。

「ここには、自分は男か女か、どちらに属するかわからない子が多く来る。「わからない自分」をわかることが重要で、こちらから「あなたはこうだ」とは言わない。ここでは、マイノリティであることがプレッシャーとなっているのを助けることに焦点を当てている」（⑤クイアスペース・コーディネーター）。

3.3.3. 地域連携

放課後・余暇活動支援は、教育と福祉にまたがる他業種の連携のもと実践されている。学童保育の現場では、近隣の学童保育所間で連携協力体制を構築し、学校の夏休み期間中でも平日は必ずどこかの施設が開所されるようになっている。学童保育所（①）の余暇活動指導員は、「子どもの登下校時に送迎する親と会うため、親との関係性が築かれる」と述べている。また、保護者向けのデジタルポータルサイトを導入し、毎週ニュースレターを掲示することで活動情報を発信している。

ボートシルカ余暇活動振興課（③）では、コミューン議会議員と地域住民の橋

渡し役として、パネルディスカッションを企画し、議員をゲストスピーカーとして招待している。他の行政組織や地域のフォーレーニングと連携し、子ども・若者を対象とした取り組みを行っている。文化学校（⑥）では、地域の基礎学校に出向き、授業内でダンスなどを披露することによって、生徒たちの文化活動への興味関心を高める活動を実施している。当該調査の前週には、近隣の基礎学校から2・3年生のクラス見学を受け入れ、文化学校講師によるコンサート鑑賞の機会を提供していた。文化学校の生徒が出演するコンサートも定期的で開催され、地区の教会が会場となることもある。さらに、年に一度開催する地域公開コンサートでは、コミュニケーションが宣伝活動を担う。

低所得者層や移民的背景のある家庭が相対的に多い地域に所在しているユースセンター（④）は、若者に向けた放課後・余暇活動の場（ユニバーサル型支援）として機能するだけでなく、前述の通り、若者の非行や犯罪の予防対策（ターゲット型支援）も視野に入れた融合型アプローチを取り入れている。学期始めには、地区の学校を訪れ、生徒にユースセンターの情報を提供している。

「いろいろな団体と繋がっており、近隣のスポーツフォーレーニングやジムとも連携している。学校や親との連携も予防対策として重要である。フィールドアシスタント（行政の見守り活動）とも協力している。ここで6〜7年生の頃から見てるので、行動様式や振る舞い、友達との関わり方に変化が見られるシグナルがある。学校に行かなくなったり、成績が落ちたりすることでもわかる。何かあれば、親やきょうだいと連絡がとれる」（ユースセンター④・余暇活動指導員）。

初めてユースセンターを訪れた若者には、家庭の連絡先を尋ね、まず親に電話をかけてユースセンターの情報と余暇指導員の連絡先を伝える。その際、若者や親に心配事がある場合には、随時連絡を取るよう促している。また、近隣で見かけて行動が気になる若者に声をかけ、同センターに誘うなど、積極的なアプローチを行っている。¹⁴

4. おわりに

本稿で考察してきたように、スウェーデンにおける子ども・若者の放課後・余暇活動の場は、全国規模でユニバーサルに提供され、ニーズに応じた選択肢の多

¹⁴ ユースセンターはすべての若者を対象とする施設であるが、利用率は必ずしも高くはない。コロナ禍前の2018年の若者・市民社会庁の調査によると、16〜19歳の若者のうち、ユースセンターなどを毎月利用している者は13%であった。また、16〜25歳の若者における利用率は、外国生まれの者は18%で、スウェーデン生まれの者は5%となっており、両者の間で顕著な差が見られる（MUCF 2020）。

くが国庫補助の対象となり、体系的な支援が行われることで、利用しやすい仕組みが整備されている。また、支援の場には専門教育を受けたスタッフが配置され、民主主義と子どもの権利を基本理念として、子ども・若者の主体性と主権者意識を育む取り組みが実践されている。さらに、地域の学校や福祉行政をはじめとする多様な領域との連携を通じて、家族も包摂したサポートネットワークを構築し、次世代の育成に向けた切れ目のない支援環境を整備している。同国の取り組みと実態は、日本にとって有益な示唆を与えられよう。

一方で、検討すべき課題も浮かび上がってきた。まず、学童保育の学校化（学校の補完的役割の強化）が進行する中で、基礎学校と学童保育の現場では、「学校で習った理論が学童保育の遊びを通して体験的に理解され、学びが深まる」（学童保育所①）と肯定的な側面が強調されていた。しかし、放課後・余暇活動の制度化がさらに強化されることにより、自由な遊びの領域が圧迫される可能性もある。

次に、余暇活動における社会格差の問題が挙げられる。中間層以上の家庭では、子どもに多様な選択肢を与えたいという親の意向が反映され、子どもはスポーツや音楽・芸術活動など、多くの習い事を並行して行う傾向がみられる。習い事へのアクセスのハードルは低いとはいえ、文化学校（⑥）の事例が示すように、経済的に余裕のない家庭の子どもにとっては依然として参加に困難が伴う。¹⁵

最後に、放課後・余暇活動はすべての子ども・若者を対象にユニバーサルに整備・提供されているものの、クイアスペース（⑤）の事例が示唆するように、実際にはアクセスが困難であると感じるケースが存在する。今後の子ども・若者の育成支援においては、規範批判（normkritisk）の視点¹⁶に基づき、より包摂的な支援体制の確立に向けた取り組みが求められるだろう。

Fritidsaktiviteter och stöd för barn och unga i Sverige

Främjande av inkludering och medborgarmedvetenhet

Sammanfattning

¹⁵ 格差是正を目指し、余暇活動への参加促進を目的とした公費負担による余暇活動カード（fritidskortet）の導入や、学童保育の一部無償化に向けた取り組みが検討されている。

¹⁶ 低所得者層および移民的背景のある住民が多く住む都市周辺地域（förrort）のユースセンターなどでは、男性が優位に立ち、場所を支配しているため、女性は性別に分けられた空間（separatistiska rum）の方が安心でき、居心地が良いと感じるという事例が報告されている（Uhnö 2024）。また、子ども・若者の間でデジタルレジャーが浸透する中、ソーシャルメディアを通じた余暇活動のあり方にも注視する必要がある。

Mieko Takahashi

Denna artikel undersöker stödinsatser och praktik för barn och unga i Sverige, med särskilt fokus på fritids- och efter skolaktiviteter. Analysen baseras på insikter från intervjustudier genomförda på plats. De främsta kännetecknen för Sveriges stödinsatser inom fritidsaktiviteter kan sammanfattas i tre punkter: (1) Fritidsaktiviteter erbjuds ”universellt” på nationell nivå, och många av de valmöjligheter som erbjuds utifrån individuella behov understöds av statliga bidrag, vilket gör dem lättillgängliga för deltagarna. (2) I stödverksamheterna finns personal med relevant utbildning som arbetar utifrån en grundläggande princip om demokrati och barns rättigheter. Dessa insatser syftar till att främja barn och ungas medborgarmedvetenhet. (3) Genom samverkan mellan lokala skolor, socialtjänst och andra samhällsaktörer byggs ett nätverk som inkluderar familjer och skapar en sammanhängande stödstruktur för att främja nästa generations utveckling. Utifrån dessa praktiska exempel verkar Sverige ha lyckats lösa många av de utmaningar som Japan står inför inom området för barn och ungdomsutveckling. Dock har det också framkommit utmaningar såsom den ökande skolifieringen av fritidshem och sociala ojämlikheter i tillgången till fritidsaktiviteter. Framtida insatser bör fokusera på en normkritisk ansats som syftar till att främja inkludering och mångfald.

付記

本研究は JSPS 科研費 21H00769 の助成を受けて行った。なお、本稿の内容は、第 34 回日本家族社会学会大会（2024 年 9 月 8 日）での研究報告に基づいている。現地調査の実施に際し、コーディネーターを務めていただいた阿久根佐和子氏、ならびに調査にご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

参考文献

- Koskinen, L. 2020. *Svenska värderingar?*. Stockholm: Santérus Förlag.
- Länsstyrelsen Stockholm. 2021. *Risk- och skyddsfaktorer – vad vet vi och vad kan göras med kunskapen?* RISE rapport 2022:34.
- MUCF. 2020. *Ung idag 2020. Ungas rätt till en meningsfull fritid – tillgång, trygghet och hinder*. Myndigheten för ungdoms- och civilsamhällsfrågor.
- Nilsson, M., R. Lecusay & K. Alnervik. 2018. ”Undervisning i förskolan: Holistisk förskoledidaktik byggd på lek och utforskande”, *Utbildning & Demokrati* 2018, Vol 27, nr 1, 9-32.

- Olsson, H-E. 2005. *Fritidens idéhistoria ur ett framtidsperspektiv*. Fritidsvetarna, Institutet för Fritidsvetenskapliga Studier.
- Orchard, M & M. Yopo. 2018. “Inequality and Capabilities: A Multidimensional Empirical Exploration in Chile”, in Fennel, S. & P.B. Anand (eds.) *New Frontiers of the Capability Approach*. Cambridge: Cambridge University Press, 329-350.
- Regeringskansliet online.
(<https://www.regeringen.se/regeringspolitik/ungdomspolitik/> 2024-11-25).
- Riksidrottsförbundet online. (<https://www.rf.se/forskning-och-statistik/statistik/lokstod-per-omrade> 2024-8-31).
- Skolverket online (<https://www.skolverket.se/undervisning/grundskolan/laroplan-och-kursplaner-for-grundskolan/laroplan-lgr22-for-grundskolan-samt-for-forskoleklassen-och-fritidshemmet> 2024-12-10).
- Socialstyrelsen. 2015. Föräldrastöd inom hälso- och sjukvård.
- Stockholmsstad online. (<https://grundskola.stockholm/fritidshem-och-fritidsklubb/avgifter/> 2024-12-10).
- Uhnö, S. 2024. ”På förortstjevers villkor separatism som strategi”, Linnéa Bruno (red.). *Ungas villkor & vuxenblivande – En introduktion till kritiska ungdomsstudier*. Stockholm: Liber. pp.121-138.
- Ungdomspolitisk skrivelse Skr. 2020/21:105
- 阿比留久美. 2022. 『子どものための居場所論』 京都：かがわ出版.
- 生田周治. 2021. 『子ども・若者支援のパラダイムデザイナー―“第三の領域”と専門性の構築に向けて―』 京都：かがわ出版.
- 訓覇法子. 2010. 「スウェーデンの“EDUCARE”モデルの形成過程と政策視座」『海外社会保障研究』 No.173:41-48.
- こども家庭庁. 2023. 「こどもの居場所づくりに関する調査研究」 報告書概要.
- こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）. 2023. 「我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（令和5年度）」
- 相馬直子・松木洋人. (編). 2020. 『子育て支援を労働として考える』 東京：勁草書房.
- 高橋美恵子. (編). 2021. 『ワーク・ファミリー・バランス これからの家族と共働き社会を考える』 東京：慶應義塾大学出版会.
- 両角達平. 2021. 『若者から始まる民主主義 スウェーデンの若者政策』 東京:萌文社.
- 善積京子. 2024. 「スウェーデンにおける次世代の育成支援」『追手門学院大学地域創造学部紀要』 第9号, 39-67.